



目 次

告 示	ページ
○家畜防疫員の注射を受けるべき旨の命令 (畜産振興課)	1
○家畜防疫員の検査を受けるべき旨の命令 (")	1
○令和6年度に県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等 (土木政策課)	2
○令和6年度に県が発注する測量、建設コンサルタント等業務の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等 (")	3
○道路の区域変更 (3件) (道 路 課)	4
○道路の供用開始 (2件) (")	5
高知県公安委員会告示	
○警備員等に係る検定の実施	5
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	6
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正	7

告 示

高知県告示第102号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について豚熱の発生を予防するための家畜防疫員の注射を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項において読み替えて準用する同法第5条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月5日

高知県知事 濱田 省司

- 実施の目的
豚熱の発生を予防するため
- 実施する区域
県内全域
- 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚又はいのししであって、当該家畜が飼育されている場所を管轄する家畜保健衛生所長が必要があると認めるもの
- 実施の期日

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

- 注射、薬浴又は投薬の別及びその方法
豚熱ワクチンの皮下又は筋肉内への注射

高知県告示第103号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月5日

高知県知事 濱田 省司

- 実施の目的
監視伝染病の発生を予防し、又は予察するため
- 実施の内容
(1) 発生の予防

疾病名	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ヨーネ病	県内一円	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育されている雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育されている雄牛 3 1又は2の牛と同一施設内で飼育されている牛 4 県外から導入される牛であって、導入される牛が飼育される場所を管轄する家畜保健衛生所長が検査が必要であると認める牛 5 その他知事	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間において、対象となる家畜が飼育されている場所を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する検査の方法

疾病名	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
伝達性海綿状脳症	〃	死亡前に農林水産大臣が指定する症状を呈していた又は呈していた可能性が高い牛の死体	〃	〃
腐蝕病	〃	知事が検査が必要であると認める蜜蜂	〃	通常行う方法
その他の監視伝染病	〃	知事が検査が必要であると認める家畜	〃	〃

(2) 発生の予察

疾病名	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
アカバネ病	県内一円	牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間において、対象となる家畜が飼育されている場所を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	通常行う方法
チュウザン病	〃	牛、水牛、めん羊及び山羊	〃	〃
アイノウイルス感染症	〃	牛、水牛及び山羊	〃	〃

豚熱	〃	豚及びいのしし	〃	〃
アフリカ豚熱	〃	〃	〃	〃
高病原性鳥インフルエンザ	〃	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥	〃	〃

高知県告示第104号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の契約で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に該当するものに係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等について次のとおり定める。

令和6年3月5日

高知県知事 濱田 省司

1 一般競争入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札の参加資格に関する審査（建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を含む。以下「資格審査」という。）をし、高知県建設工事一般競争入札参加資格者登録名簿（以下「資格者登録名簿」という。）への登録を決定した者とする。ただし、知事が別に定める様式による建設工事一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を知事に提出する日において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加する資格を有しない。

なお、資格審査による格付は、行わない。

- ア 希望する建設工事について建設業法に基づく建設業の許可を受けていない者
 イ 申請書を提出する日の前日までに納期限の到来した国税、都道府県税（県内に従たる営業所を有する者にあつては、当該従たる営業所を管轄する県税事務所の課した県税を含む。）又は市区町村税を滞納している者。ただし、資格審査を申請する日までに完納した場合は、この限りでない。
 ウ 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者
 エ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- オ その他経営状態が著しく不健全であると認められる者
 カ 次のいずれかに該当するものとして知事が認める者
 (ア) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 (イ) 暴力団員等（高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 (ウ) 役員等（法人にあつては代表役員等及び一般役員であつて経営に事実上参加している者を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員等に該当するもの
 (エ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの
 (オ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの
 (カ) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に危害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
 (キ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
 (ク) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
 (ケ) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
 (コ) (ア)から(ケ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
 キ 次に掲げる規定による届出の義務を履行していない建設業者（建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいう。）（当該届出の義務がある者に限る。）
 (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
 (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
 (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
 (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、その者の申

- 請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められるときは、資格者登録名簿に登録するものとする。
 ア 資格者登録名簿に登録されていない者で、新たに一般競争入札に参加しようとするもの
 イ 資格者登録名簿に登録されている者その他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが合併した場合
 ウ 資格者登録名簿に登録されている個人が法人組織に変更した場合
 エ 資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者が他の資格者登録名簿に登録されている者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合
 オ 資格者登録名簿に登録されている者が会社分割を行ったことにより、資格に関する営業を承継した（会社分割により新たに設立する会社に承継するときを含む。）場合
 カ 資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合を設立した場合
 (3) (2)のエ又はオに掲げる事項に該当する場合において、営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社が引き続き資格の一部を有するときは、当該営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社は、営業の一部を譲り受けた会社又は資格に関する営業を承継した会社と同時に資格審査を申請しなければならない。
 2 資格審査の申請の方法
 資格審査を受けようとする者は、申請書及び知事が別に定める様式による添付書類（以下「添付書類」という。）を知事に提出しなければならない。
 3 申請書等に使用する言語
 申請書及び添付書類の記載に使用する言語は、日本語とする。
 4 申請書の変更の届出
 申請書を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、変更届（様式は、任意とする。）を直ちに知事に提出しなければならない。
 (1) 営業所の名称又は所在地
 (2) 商号又は名称
 (3) 法人にあつては代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名
 (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、営業に関する重要な事項
 5 資格の取消し
 知事は、資格者登録名簿に登録されている者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする

<p>る。</p> <p>(1) 資格者登録名簿に登録された日以後に、1の(1)のA及びウからキまでに掲げる事項のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(2) 申請書及び添付書類の記載事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。</p> <p>(3) その資格を辞退したとき。</p> <p>6 資格の再審査 次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。この場合、その者の申請により、知事が別に定める資格の再審査を行うものとする。</p> <p>(1) 会社更生法(平成14年法律第154号)による会社更生手続開始の申立てを行った者</p> <p>(2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者</p> <p>(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てを行った者</p> <p>7 資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続</p> <p>(1) 資格の有効期間 資格者登録名簿に登録された日から令和7年3月31日までとする。</p> <p>(2) 資格の有効期間の更新手続 (1)の資格の有効期間の更新を希望する者は、令和7年3月中に令和7年度の資格審査に関する告示をする予定であるので、当該告示に基づき必要な申請書及び添付書類を提出すること。</p> <p>8 その他 平成16年8月高知県告示第543号(高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱)、平成17年7月高知県告示第538号(高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正)、平成18年8月高知県告示第556号(高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正)、平成19年8月高知県告示第492号(高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正)、平成22年9月高知県告示第522号(高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正)、平成23年9月高知県告示第642号(高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正)、平成26年9月高知県告示第525号(高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正)、平成29年3月高知県告示第163号(高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正)、令和5年8月高知県告示第542号(高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正)及び令和5年11月高知県告示第710号(高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正)若しくは平成18年12月高知県告示第771号(高知県建設工事競争入札(高知県外に主たる営業所を有する建設業者)参加資格審査要</p>	<p>綱)、平成19年11月高知県告示第727号(高知県建設工事競争入札(高知県外に主たる営業所を有する建設業者)参加資格審査要綱の一部改正)、平成23年12月高知県告示第798号(高知県建設工事競争入札(高知県外に主たる営業所を有する建設業者)参加資格審査要綱の一部改正)、平成26年12月高知県告示第678号(高知県建設工事競争入札(高知県外に主たる営業所を有する建設業者)参加資格審査要綱の一部改正)、平成29年3月高知県告示第164号(高知県建設工事競争入札(高知県外に主たる営業所を有する建設業者)参加資格審査要綱の一部改正)及び令和5年10月高知県告示第685号(高知県建設工事競争入札(高知県外に主たる営業所を有する建設業者)参加資格審査要綱の一部改正)に係る参加資格に関する審査の結果、高知県建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者又は令和5年3月高知県告示第104号(令和5年度に県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等)に係る資格審査の結果、資格者登録名簿に登録されている者は、資格者登録名簿への登録を決定した者とみなす。この場合において、その者の一般競争入札の参加資格の有効期間は、高知県建設工事入札参加資格者名簿又は資格者登録名簿に登録された日から令和7年3月31日までとする。</p> <p>高知県告示第105号 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に県が発注する土木、建築事業等に係る調査、計画及び設計の業務の契約で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約(同令第2条第4号に規定する特定役務のうち同号イに規定する建設工事に係る役務の調達のため締結される契約を除く。)に該当するものに係る一般競争入札(以下「一般競争入札」という。)に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等について次のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">令和6年3月5日</p> <p style="text-align: center;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 一般競争入札に参加する者に必要な資格等</p> <p>(1) 一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札の参加資格に関する審査(以下「資格審査」という。)をし、高知県測量、建設コンサルタント等一般競争入札参加資格者登録名簿(以下「資格者登録名簿」という。)への登録を決定した者とする。ただし、知事が別に定める様式による一般競争入札参加資格審査申請書(測量、建設コンサルタント等業務)(以下「申請書」という。)を知事に提出する日において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加する資格を有しない。</p> <p>ア 資格審査を申請する業務について、法律上必要な資格を受けていない者</p>	<p>イ 申請書を提出する日の前日までに納期限の到来した国税、都道府県税(県内に従たる営業所を有する者)にあっては、当該従たる営業所を管轄する県税事務所長の課した県税を含む。)又は市区町村税を滞納している者。ただし、資格審査を申請する日までに完納した場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 測量業務にあっては、測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の登録を受けていない者</p> <p>エ 土木関係建設コンサルタント業務にあっては、建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月建設省告示第717号)第2条第1項の登録を受けていない者</p> <p>オ 建築関係コンサルタント業務にあっては、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の登録を受けていない者</p> <p>カ 地質調査業務にあっては、地質調査業者登録規程(昭和52年4月建設省告示第718号)第2条第1項の登録を受けていない者</p> <p>キ 補償コンサルタント業務にあっては、補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月建設省告示第1341号)第2条第1項又は不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条第1項の登録を受けていない者</p> <p>ク 土木関係その他業務のうち環境調査業務及び水質等分析業務にあっては、計量法(平成4年法律第51号)第107条の登録を受けていない者</p> <p>ケ 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者</p> <p>コ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>サ その他経営状態が著しく不健全であると認められる者</p> <p>シ 次のいずれかに該当するものとして知事が認める者</p> <p>(ア) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)</p> <p>(イ) 暴力団員等(高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)</p> <p>(ウ) 役員等(法人にあっては代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人(支配人、本店长、支店长その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、事業所の業務を統括する者(事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。)をいう。以下同じ。)が暴力団員等に該当するもの</p> <p>(エ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの</p>
---	--	--

- (オ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの
- (カ) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に危害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
- (キ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
- (ク) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
- (ケ) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
- (コ) (ア)から(ケ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
- (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、その者の申請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められるときは、資格者登録名簿に登録するものとする。
- ア 資格者登録名簿に登録されていない者で、新たに一般競争入札に参加しようとするもの
- イ 資格者登録名簿に登録されている者その他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが合併した場合
- ウ 資格者登録名簿に登録されている個人が法人組織に変更した場合
- エ 資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者が他の資格者登録名簿に登録されている者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合
- オ 資格者登録名簿に登録されている者が会社分割を行ったことにより、資格に関する営業を承継した（会社分割により新たに設立する会社に承継するときを含む。）場合
- カ 資格者登録名簿に登録されている者その他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合を設立した場合
- (3) (2)のエ又はオに掲げる事項に該当する場合において、営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社が引き続き資格の一部を有するときは、当該営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社は、営業の一部を譲り受けた会社又は資格に関する営業を承継した会社と同時に資格

- 審査を申請しなければならない。
- 2 資格審査の申請の方法
資格審査を受けようとする者は、申請書及び知事が別に定める様式による添付書類（以下「添付書類」という。）を知事に提出しなければならない。
- 3 申請書等に使用する言語
申請書及び添付書類の記載に使用する言語は、日本語とする。
- 4 申請書の変更の届出
申請書を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、変更届（様式は、任意とする。）を直ちに知事に提出しなければならない。
- (1) 営業所の名称又は所在地
- (2) 商号又は名称
- (3) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、営業に関する重要な事項
- 5 資格の取消し
知事は、資格者登録名簿に登録されている者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。
- (1) 資格者登録名簿に登録された日以後に、1の(1)のア及びウからシまでに掲げる事項のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 申請書及び添付書類の記載事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
- (3) その資格を辞退したとき。
- 6 資格の再審査
次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。この場合、その者の申請により、知事が別に定める資格の再審査を行うものとする。
- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の申立てを行った者
- (2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てを行った者
- 7 資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続
- (1) 資格の有効期間
資格者登録名簿に登録された日から令和7年3月31日までとする。
- (2) 資格の有効期間の更新手続
(1)の資格の有効期間の更新を希望する者は、令和7年3

月中に令和7年度の資格審査に関する告示をする予定であるので、当該告示に基づき必要な申請書及び添付書類を提出すること。

8 その他

平成18年12月高知県告示第772号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱）、平成19年11月高知県告示第728号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成23年12月高知県告示第799号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成24年12月高知県告示第763号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成29年3月高知県告示第165号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、令和4年12月高知県告示第933号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）及び令和5年10月高知県告示第674号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）に係る参加資格に関する審査の結果、高知県測量、建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登録されている者又は令和5年3月高知県告示第105号（令和5年度に県が発注する測量、建設コンサルタント等業務の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等）に係る資格審査の結果、資格者登録名簿に登録されている者は、資格者登録名簿への登録を決定した者とみなす。この場合において、その者の一般競争入札の参加資格の有効期間は、高知県測量、建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿又は資格者登録名簿に登録された日から令和7年3月31日までとする。

高知県告示第106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和6年3月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月5日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
2 路線名 493号
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡北川村小島 579番1から 安芸郡北川村小島 599番1まで	前	6.3 }	1,080
		31.3	

安芸郡北川村小島 579番1から 安芸郡北川村平鍋字 ヒノ谷462番3まで	後	8.9 }	1,631
		94.6	

高知県告示第107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和6年3月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月5日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐佐川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐市甲原字勘重 1672番2から 土佐市甲原字モッコ ク1667番1まで	前	9.3 }	192
		43.7	
土佐市甲原字勘重 1672番2から 土佐市甲原字大畑 1675番1まで	後	19.9 }	192
		43.7	

高知県告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和6年3月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月5日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山川野市
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		3.5	

香南市香我美町下分 字有吉1949番1から 香南市香我美町下分 字有吉1907番1まで	前	}	67
		3.5	
	後	5.0 }	67
		6.5	

高知県告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和6年3月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月5日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿毛津島
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
宿毛市橋上町楠山字弘島山 1161番1から 宿毛市橋上町楠山字弘島山 1161番3まで	149	令和6年3月5日

高知県告示第110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和6年3月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月5日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐佐川
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐市甲原字勘重1672番2 から 土佐市甲原字大畑1675番1 まで	192	令和6年3月5日

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第3号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

令和6年3月5日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

- 1 検定を実施する警備業務の種別及び級
施設警備業務 2級
- 2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所
(1) 検定の実施日及び開始時間
令和6年6月5日(水)午前9時
(2) 検定の実施場所
高知市春野町芳原2485番地
高知県立春野総合運動公園陸上競技場
- 3 検定の実施予定人員
30人
- 4 受検資格者
高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）とする。
- 5 検定の方法
学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
(1) 学科試験
ア 警備業務に関する基本的な事項
イ 法令に関すること。
ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
(2) 実技試験
ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 検定の申請手続
検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。
(1) 検定の申請の受付期間
令和6年4月22日(月)から同月26日(金)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。
(2) 検定申請書等の提出方法

検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所
地を管轄する警察署又はその属する高知県内の営業所の所
在地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員に
あつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提
出すること。
なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類等
ア 検定申請書 1通
イ 県内に住所を有する者が住所を管轄する警察署に提
出する場合にあつては住所を疎明する書面、県内に住
所を有する者又は県外に住所を有する警備員がその属
する営業所の所在地を管轄する警察署に提出する場合に
あつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通
ウ 写真(検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、
上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチ
メートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記
載したもの) 2枚

(4) 受検対象者の確定方法
受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定
人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。

(5) 受検票の交付
受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等
を受理した警察署において受検票を交付する。

7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法
検定を受けようとする者は、検定手数料として、16,000円の
額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付す
ること。
なお、納付された検定手数料は、返還しない。

8 検定の実施に関し必要な事項
(1) 受検時の服装
警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試
験を受けられる服装とすること。
(2) 持参品
ア 受検票
イ 筆記用具
ウ 帽子(制服で使用している帽子、ヘルメット等)又は運
動帽
エ 昼食(学科試験に合格した場合に必要なもの。)

9 検定の実施に関する問い合わせ先
高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話番
号088-826-0110内線3022、3024)又は県内の各警察署警備係
担当係

高知県公安委員会告示第4号
技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則
第3号。以下「規則」という。)第2条(規則第10条第2項にお

いて準用する場合を含む。)の規定により、技能検定員審査及び
教習指導員審査(以下「審査」と総称する。)を次のとおり実施
する。
令和6年3月5日
高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

1 審査の種類、期日及び場所
(1) 審査の種類
規則第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及
び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。
ア 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免
許(以下「大型自動車免許等」という。)
イ 普通自動車免許
ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動
二輪車免許及び牽引免許(以下「特定第一種免許」とい
う。)
エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普
通自動車第二種免許(以下「大型自動車第二種免許等」
という。)

(2) 審査の期日
令和6年6月3日(月)から同月28日(金)まで(日曜日
及び土曜日を除く。)

(3) 審査の場所
吾川郡いの町枝川200番地
高知県警察本部交通部運転免許センター

2 審査の申請手続に関する事項
(1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査
申請書(以下「審査申請書」という。)を高知県公安委員会
に提出すること。
その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転す
ることができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転
免許証を提示すること。
(2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項から第5
項までの各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申
請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明す
る書面を添付すること。
(3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習
指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の
資格者証を提示すること。
ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けよう
とする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資
格者証
イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けよう
とする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資
格者証
ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けよう

とする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資
格者証
エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けよう
とする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資
格者証
オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けよう
とする者については、普通自動車免許に係る技能検定員資
格者証
カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けよう
とする者については、普通自動車免許に係る教習指導員資
格者証

3 審査の実施に関する事項
(1) 技能検定員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動 車 免 許 等、普通 自動車免 許及び特 定第一種 免許の技 能検定に 関する技 能	技能検定員として 必要な自動車の運 転技能	技能試験(自動車の運転 に必要な技能についての運 転免許試験をいう。以下同 じ。)の方法に準じて行う ものとし、その合格基準 は、90パーセント以上の成 績であること。
	自動車の運転技能 に関する観察及び 採点の技能	実技試験により行うもの とし、その合格基準は、95 パーセント以上の成績であ ること。
大型自動 車 免 許 等、普通 自動車免 許及び特 定第一種 免許の技 能検定に 関する知 識	教則の内容となつ ている事項	論文式、択一式、補完式 又は正誤式の筆記試験によ り行うものとし、その合格 基準は、論文式のものにあ つては85パーセント以上、 その他のものにあつては95 パーセント以上の成績であ ること。
	自動車教習所に関 する法令について の知識	
	技能検定の実施に 関する知識	面接試験又は論文式の筆 記試験により行うものと し、その合格基準は、それ ぞれ95パーセント以上の成 績であること。
	自動車の運転技能 の評価方法に関する 知識	

大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。)に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をいう。)に必要な教習の技能	

大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	教習指導員として必要な教育についての知識	
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。

(3) 審査手数料の額

- ア 技能検定員審査(大型自動車免許等23,400円、普通自動車免許19,500円、特定第一種免許14,700円、大型自動車第二種免許等21,500円)
- イ 教習指導員審査(大型自動車免許等14,550円、普通自動車免許11,850円、特定第一種免許9,650円、大型自動車第二種免許等12,450円)

4 その他

審査の詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所指導係(電話番号088-893-1221内線374)に問い合わせること。

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第1号

給料表別級別職務区分表(昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号)の一部を次のように改正し、令和6年3月22日から施行する。

令和6年3月5日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

別表第1の6級の警察の項中
「会計調査官」
を
「会計調査官
会計監査室長」
に改める。
別表第2の6級の項中「聴聞官」を削り、同表の7級の項中
「会計監査室長」を削り、
「交通管理調査官」
を
「交通管理調査官
聴聞官」
に改める。